

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 36 号
2013 年 7 月

目 次

[評論]

逸れグレイハウンドの誇り？——規範的政治理論と経験的政治理論の分業について

山岡龍一…………… 1

[書評]

政治哲学は公共政策にいかに関与すべきか——Jonathan Wolff, *Ethics and Public Policy: A Philosophical Inquiry* を読む

大澤 津…………… 7

政治について考えること——Alan Ryan, *On Politics: A History of Political Thought from Herodotus to the Present* を読む

蛭田 圭…………… 8

政治と自然の境界——Annabel Brett, *Changes of State: Nature and the Limits of the City in Early Modern Natural Law* を読む

小田 英…………… 9

[会務報告]

2012 年度第 3 回理事会議事録…………… 10

2012 年度会計報告書…………… 12

2013 年度予算案…………… 13

2013 年度第 1 回理事会議事録…………… 14

第 21 回研究会「公募パネル」応募者募集のお知らせ…………… 15

第 21 回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ…………… 17

計報…………… 19

逸れグレイハウンドの誇り？

——規範的政治理論と経験的政治理論の分業について——

山岡 龍一（放送大学）

I.

年報政治学の2012年1号『自民党と政権交代』に、わたしと松元雅和が監訳した、デイヴィッド・レオポルド、マーク・スティアーズ編著『政治理論入門 方法とアプローチ』（慶應義塾大学出版会、2011年）⁽¹⁾の書評が掲載された。項目は「政治理論」で、評者は、公共政策研究の専門家である福井秀樹である。この書評の特徴は、評者が著作の批判的検討を加える中で、経験的（実証的）政治理論の観点から、規範的政治理論の方法論に関する問題提起がなされているところにある。

「規範の論証と正当化という政治理論の営みに用いられる様々な方法やアプローチの有効性・妥当性をいかにして検証するのか」というのが、規範的政治理論が直面している課題だと福井は主張する。いわゆる「方法論」の有効性・妥当性の問題に関して、経験的研究では「方法論的パラダイムや個別の分析手法の長所・短所、それらの利用が適切な対象などについて、かなり広い意見の一致」が研究者のあいだにあるのに、政治理論の規範的研究には、そうしたものが無いのではないかと、いうのである。この問い自体は、書評された著作の問題意識そのものだといえる。編著者達は、オックスフォード大学における大学院教育の実践の中で、規範的政治理論における方法論的意識の欠如を認識し、それを埋めるものとして企画された連続講義が、この著作に結実したからである。

福井はこの応答に対して、不満を表明している。この著作の一般的なテーゼは、方法論の多元性であり、規範的政治理論には多様な方法論を許容する自由があり、それを積極的な利点とするところに、その最終的な主張がある。福井の不満は、方法論の多元性の主張にとどまっている点にあり、

何らかの統一的（メタ的）基準から、個々の方法論を正当化する理論（もしくは技法）が、示されていないことが問題視されている。レオポルドとスティアーズによれば、政治理論の一部といえる政治思想史研究とはちがって、規範的政治理論において方法論論争はまだ端緒についたばかりなのであるから、この不満は単に現状に対する一時的なものにすぎないのかもしれない。しかし、狭義の分析的アプローチを扱った第一章の著者マクダーモットの言葉、「正当化はいつでも最終的に各個人の判断に生じつく」を引用する福井は、規範的政治理論研究者の怠慢が、かなり根の深いものではないかという疑念を表明しているように見える。

もちろんこの書評は不満と疑念のみに終わっているわけではない。同書の中にあるミラーや、スウィフト、ホワイトらの方法論に示された、規範的政治理論と（経験科学を含む）他の社会科学的研究との協働・分業の可能性に、期待と希望が示されている。わたしは、このような不満と疑念、期待と希望は、主として日本の政治理論研究者一般に対する問いかけだと理解している。ここでは、これに対する応答ではなく（それはおそらく、科学的方法論を扱うより本格的な論文によってなされるべきである）、この問いかけに触発された、わたしなりの覚え書きを、ごく簡単に記したい。

II.

この書評を読んだとき、わたしは二つの批判を思い起こした。第一は、古典的なもので、1950年代にD. イーストンによってなされた、アメリカの規範的政治理論研究に対する批判である⁽²⁾。イーストンによれば、政治理論は近年歴史的研究に専心してきた結果、伝統的に担ってきた重要な役割、つまり、「評価的な準拠枠に建設的にアプ

ローチするというユニークな機能」を放棄してしまった。脱行動主義革命では、経験的政治理論の同僚に対しても批判の矛先を向けたイーストンの問題意識は、(規範的・経験的を問わず)政治理論の現実的有意性の有無であり、規範的政治理論は現実の理解・改革にとって建設的な貢献ができていない、というのがその批判の趣旨であった。もちろん、その後の政治理論研究では、思想史研究以外のより実質的なものが興隆してきたし、この傾向は日本の状況にもある程度、当てはまる。問題なのは、そのような変化があっても、今回のように経験的政治理論の側から、相変わらずの不満が、規範的政治理論に向けられているということである。前者は、後者に協力を期待しているのに、後者はそれを裏切り続けている、というわけである。

第二は、よりローカルなものである。2011年度、岡山大学で開催された日本政治学会研究大会に、「政治理論の方法」という分科会があった。報告者は井上彰と田村哲樹で、討論者は河野勝であった。そこで河野は、各報告へのコメントを越えて、政治理論研究者一般に向けた問題提起をしていた。大きくいって三つの内容があった⁽³⁾。第一は、規範的政治理論研究者には、そもそも方法論的自覚があるのか、というものであった。この河野の批判は、福井のそれとほぼ重なるものである。経験的政治理論には多様な方法、技法、モデルがあるが、それらを総合的に扱う方法論がかなりの程度確立されている⁽⁴⁾。規範的政治理論にも、種々の方法やモデルがあるように見えるが、それらを反省的に扱う方法論が、欠けているように思えるというのである。第二は、より個別的な方法に関するものであった。河野は、ロールズやドゥオーキンの方法が、規範的政治理論の方法としてきわめて有望だとしながら、一種の「思考実験」として理解できるこれらの方法を、方法論として精緻化することを、政治理論研究者はしているのか、という問いかけを發した。これは、経験的政治理論研究にも利用可能な一般的な理論化がなされているのか、という問題提起とすることができるだろう。

河野の第一と第二の問題提起が、規範的政治理論研究一般に向けられたものだったのに対して、第三のものは、日本の規範的政治理論研究に向けられていた。日本の政治理論研究者には、自分自身での理論構築への意欲が足りないのではないか、換言すれば、圧倒的に人物研究に偏りすぎているのではないか、という批判である。その結果、日本の政治理論研究は、一般性を欠き、個別的知識の集積と誇示に終始しているのではないか、という、非常に的を射た、わたしたちにとって耳の痛い批判が、それに続いていた。この種の批判は、実はこの学会の内部においてもすでになされてきた。『政治思想学会会報』第26号(2008年7月)に掲載の「政治理論の方法について」の中で岡崎晴輝は、現実政治への適用性を志向した、(テキスト解釈にとどまらない)創造的な営みとしての政治理論の必要性を唱え、その方法論に関する独自の示唆を行っている。あるいは、『政治思想学会会報』第31号(2010年12月)に掲載の「サンデルとその人気の背景を読む」の中で井上彰は、日本の政治理論研究者に向けて「自らの名を冠して、自らの道徳的・政治的確信を分節化し、正当化せよ」と書き、「誰が何言った式」の研究に終始することの問題性を告発していた。いずれにせよ、現実への有意性の獲得を、方法論への自覚を通じて達成することを要求しているといえよう。

Ⅲ.

こうした批判や問題提起に、どのように応えるべきであろうか。わたしの拙い考えを提示する前に、ちょっとした回り道をしてみよう。つまりここで、〈規範的政治理論はいかにあるべきなのか〉という問いを扱うテキストを解釈するという、批判者を呆れさせる、日本の政治理論研究のお家芸を披露してみたい。取り上げるのは、オックスフォードのチチリ社会・政治理論教授の座に、G. A. コーエンの後継者として就いたジェレミ・ウォルドロンの2012年3月になされた就任講演である⁽⁵⁾。「政治への志向をもった政治理論(Political Political Theory)」という題名のこの講演は、就

任講演（とりわけイギリスのそれ）の伝統に倣って、前任者（達）の業績を誉めつつ、それを批判することで、自らの思想や指針を明確にしている。あえて「政治理論」にイタリックの「政治的」な」という形容詞を付したウォルドロンの主旨は明白である。コーエンの政治理論は、哲学志向の傾向があった。そしてそれは、オックスフォードをはじめとする英米圏の分析的政治理論の一般的傾向でもあった。それに対してウォルドロンは、より多く法学に、もしくは政治制度論に志向性をもつ、政治理論を支持する、というのである。

一般的に言えば、ウォルドロンによると、政治理論研究が探求してきた主題には三種類がある。第一が、「善き統治に必要な個人の徳性」であり、第二が、「天使ではなく人間によって成立する善き社会において必要となる政治制度」、そして第三が「善き社会が促進することを望むべき目的や理想」である。ウォルドロンによれば、ロールズの『正義の理論』（1971年）の登場以来、政治理論研究のエネルギーは、第三の主題に不当なまでに集中されてきた。とりわけ、正義と平等の観念に関して、「インダストリー」と呼ばれる程の、膨大な研究が蓄積されてきた。ウォルドロンの主旨は、このアンバランスを修正するところにある。こうしたバランス感覚に訴える議論に、もう少し方法論的な議論が伴っている。ウォルドロンは、同じくチチリ講座の前任者であるアイザイア・バーリンの政治哲学観を、「社会状況に適用された道徳哲学」というものだとし、こうした見解が、制度問題の等閑視を促進する、理論的視野狭窄を生じさせるものだと批判している。

政治理論を、道徳哲学の応用部門、とりわけ、国家をはじめとする政治的主題への応用とみなす見方は、バーリンに限らず、英米の分析的政治理論研究において広く支持されてきたものである。近年こうした見解に、「リアリズム」という観点から、例えばバーナード・ウィリアムズ、ジョン・ダン、レイモンド・ゴイスといった人々⁽⁶⁾によって、さまざまな批判がなされてきた。ウォルドロンの議論は、こうした潮流とつながるものだといえるが、制度研究への傾倒をあらわにしてい

る点が、その特徴である。そして、分析的政治理論研究の牙城といえるオックスフォードの政治理論教授就任講演においてこの主張をすることは、少なからぬ衝撃を聴衆に与えるものであったにちがいない。（この衝撃には、ナショナルな次元の衝撃が加わったかもしれない。政治理論教育を論じる箇所に顕著なように見えるのは、ウォルドロン（彼自身はニュージーランド出身）がアメリカ型の考え方——学生は、民主政治をめぐる具体的で現代的な問題をめぐるディベートに、積極的に参加できるように教育されるべきだという考え方——を、オックスフォードに導入しようとする姿勢である。研究職以外の就職への配慮を含むこのような姿勢に、イギリス的な伝統の中で育まれた人々は、どのように反応したのだろうか）。

「政治の諸制度は、とても重要だとわたしは思う」と述べながらウォルドロンは、現代の代議制民主主義を支える制度の研究の不可欠性を主張する。こうした主張の背後には、「政治の状況（circumstances of politics）」と彼が呼ぶものへのこだわりがある。つまり、政治理論の研究者たちが、理念や理想についていくら研究し、討議を重ねたとしても、理念や理想の評価に関する意見の一致は望めないとすれば、現実の生活において人々のあいだで、そうした一致が得られる望みはなおさら得られそうもない。こうした価値をめぐる不同意を前提にしつつ、共通のルールや共通の関心事について、何らかの決定を共同的にしなければならぬときが、わたしたちにはある。こうした状況をウォルドロンは（ロールズのいう「正義の状況」に倣って）「政治の状況」と呼び、多数決のような民主的制度にある特殊政治的価値を、この状況への応答として、理論的に再評価しようというのが、彼の主張なのである⁽⁷⁾。

当然、ウォルドロンの主張には、経験的政治理論研究との協働の必要性が含まれる。制度の価値を評価するうえで規範的政治理論家は、経験的政治理論とは異なる貢献ができる、と彼は考える。つまり実証的研究は、費用便益といった視点から帰結主義的にアプローチする傾向があるのに対し、政治理論研究は制度そのものや、制度に参与

することの規範的価値を論じることができる。さらにウォルドロンは（彼によればイギリスにおいて不当な評価しかされていない）アレントを引き合いに出しながら、特殊政治的な場としての立憲的制度の重要性を、政治理論研究は示すことができるとする。彼によれば「わたしたちは、政治理論家なのであって、詩人ではない。そして、わたしたちの反省に具現化されている価値には、帰結の計算以上のものが含まれているのだが、それにもかかわらずそうした価値は政治的価値なのであり、倫理的な生の目的や徳性ではないのだ」。

道徳哲学からの非連続性をうたうこの姿勢は、経験的政治理論との架橋可能性を訴えるものであるといえるが、少なくともこの講演を読むかぎり、協働の必要性は述べられていても、その方法論は提示されていない。ウォルドロンは、自らの仕事を中心に、さまざまな協働の実例を示しているが、方法論的な反省は、残念ながら展開されていない。このような結果は、2008年4月になされた、ケンブリッジ大学の政治学教授就任講演を参照しても、変わることはない。アンドリュー・ギャンプルによるこの講演⁽⁸⁾は、ウォルドロンのそれと比べて、より仲間内向きのものに見えるが、ここでは、ケンブリッジ大学における政治学研究・教育の伝統の中にあるとされる、四つの原理が同定されている。①政治学は他の学問やアプローチに対して、開かれているべきである。②政治学は、方法論よりは、問題に焦点を当てるべきである。③政治学教育は、その内部の多様性をバランスよく構成してそのカリキュラムを組むべきである。④政治学教育の目標は、批判的思考の涵養のみならず、政治的論法の本性への通暁を育てることであるべきである（政治的論法の代表例として、懐疑主義、理想主義、合理主義、現実主義があげられている）。この四原理もまた、わたしたちの当面の問題を確認するだけで、あまり助けにならないように思われる。

IV.

さて、回り道の結果は、問題の深刻さの確認で

あったように思える。規範的政治理論を、経験的政治理論と何らかの仕方で架橋せんとする分業のすすめは、規範的政治理論の内部からも訴えられている。しかし、方法論に関しては、きわめて乏しい資源しか持ち合わせていないのではないか、という不満は依然として残る。ここで、わたしの試論をいくつか、記してみたい。

福井が引用した「正当化はいつでも最終的に各個人の判断に生きつく」という命題を、どのように理解すべきか。それは福井が言うように、政治理論家に自分勝手な方法の選択と評価を許し、方法やアプローチのインフレを惹き起こす考え方ののだろうか。私見では、この命題の強調点は、「最終的に」という点にあり、そのレベルでは、この主張は政治理論のみならず、自然科学にも当てはまる。クワイン以降のプラグマティズムの影響を受けたマクダーモットの議論を、ここで本格的に検討する余裕はない。ここでは一つの論点にのみ注目してみよう。方法の選択は「最終的に」は「何でもアリ」といえるのに、なぜ学者たちはある程度安定的な方法論の同意を取り付けているのだろうか。答えの一つは、学者を学者たらしめている実践（pratique）の存在である。

したがって規範的政治理論研究における方法論的コンセンサスの欠如は、科学社会学的な視点から説明できるかもしれない。協働の研究が、とりわけ、高額の予算を必要とする研究が、通常の営みであるような研究者集団のあいだでは、方法論的コンセンサスが確立されることは不可欠ことになる。これに比べて一般に規範的政治理論研究者は、少ない予算で、個別的に、研究にはげむことができる。もちろん、これは程度の問題である。政治思想学会の存在が、規範的政治理論研究における規制の実践を具現化している。とはいえ、それは相対的に緩い規制である。

こうした視点は、人物研究の偏重という、日本の規範的政治理論研究の傾向の説明にも援用可能であろう。川崎修は、今年5月に慶應義塾大学大学院生に向けてなされたある講義の中で、日本のアレント研究の特徴について述べていた⁽⁹⁾。アメリカとの対比をした場合、その一つは方法論

的に思想史研究のアプローチが採用されていることだと、川崎は指摘していた。その理由として挙げられたものの一つが、博士課程大学院生が置かれてきた状況であり、(指導教授のあいだで) 支配的な方法論の存在、大学への就職の機会(つまり教員ポストの在り方)といった環境要因が、仮説として提示されていたのである。したがって研究方法の偏重は、確立された実践の問題でもあり、それは、利点と欠点の両面を持つと同時に、その変更は単なる選択の問題で済ますことはできないといえるであろう。

経験的研究との協働可能性が難しい理由の一つとして、ある種の実践の存在を指摘することもできよう。規範的政治理論研究の規範性はしばしば、経験的政治理論研究者が期待する「評価的な準拠枠」の協働構築というよりむしろ、その批判において発揮される。かつて実証主義を標榜するA. J. エイヤーが、積極的な議論の提示よりは「他人が提出した解決にドリルで穴をあける方を好んでいた」J. オースティンに向かって、「君は、自分からは走ろうとしないグレイハウンド競争犬のようだ。他の犬も走れないように、噛みついてばかりいる」と叫んだとされる⁽¹⁰⁾。オースティンは規範的政治理論家ではないし、日本の研究者は噛みついていないではないか、と批判されるかもしれない。だがこのような本能が、規範的政治理論家達の多くにあるといえないだろうか。

学者が、学者としての本分(それには、現実的に有意な仕事をすることも含まれる)を果たすためには、協働が不可欠であり、その意味で、学者はすべて犬のような動物だといえる。そして、犬の中にもさまざまな性質をもつ犬種があるように、学者にもさまざまな種族がある。先に触れた、イーストン流の経験的政治理論からの方法論的な統一の要求に対して、規範的政治理論の立場から、S. S. ウォリンは方法論の画一性への抵抗を示したが、その際に彼が選んだ論文のタイトルは「職業としての政治理論」であった。そしてウォリンは、既存の準拠枠への批判にこそ、規範的政治理論の積極的役割があることを指摘していたのである⁽¹¹⁾。

何か弁解じみた、自己正当化の議論をしてきたように思えるかもしれない。わたしが言いたいのは、分業の不可能性ではなく、その困難性である。理論化は、単独の個人によってなされるのではなく、何らかの伝統を所与として可能になるのであり、そうした伝統は社会・歴史的实践によって大きく規定される。分業のために必要な理論化、特に、他分野の研究者にも理解=利用可能な一般化されたメタ方法論の理論化は、何らかの仕方でのこのような実践の変更によってより容易になるであろう。政治思想学会のような共同体の存在意義は、そのような変革の可能性を生むところにもある。ただし、その実行は、学部・大学院教育の在り方、院生の就職といった、「職業としての政治思想研究」総体の見直しを、究極的には要求するだろう。ここに、困難性がある。

もちろん、ごちゃごちゃ言うより、何よりも実際にやってみることが肝要なのだろう。だが、決意や掛け声だけでは、理論という営為を、実践レベルで変更することは難しい。オックスフォードにおける試みが、経験的研究者にとって不満の残るものに終わったという事実が、その証左である。おそらく、規範的政治理論研究家が、経験的政治理論の実践に実際に参加し、そこで自らの理論的資源を活用する方が、有益な結果を生み出しやすいであろう。そうした経験をする人々がある程度の数になり、それを反省し理論化することで、規範的政治理論研究に貢献するという作業の積み重ねが、見込のある戦略であり、実際にそのような人々は増えているように思える。そのような試みは、きわめて健全なものだといえよう。ただ、他の経験科学と分業できる、一般的な規範理論の方法論が構築されても、協働よりは噛みつくことを好む〈逸れグレイハンド〉としての本能は、規範的政治理論家には残るであろうし、このような性質を去勢すべきではないと思う。他のまともな犬からは理解不可能⁽¹²⁾で、疎まれるような性質を、規範的政治理論家は持ち続けるべきだとわたしは思うのだが、これは単なる傲慢なのだろうか。(敬称略)

- (1) 原著は、David Leopold and Marc Steers ed. *Political Theory: Methods and Approaches*, Oxford: Oxford University Press, 2008.
- (2) David Easton, *The Political System*, 2nd. edn. Chicago: The University of Chicago Press, 1971 (1st. edn. 1953), ch.10, 山川雄巳訳『政治体系』ペリかん社、1976年。
- (3) 今回、この文章を書くにあたり、河野勝氏には貴重な時間をいただき、ごく簡単ながら、この内容について確認することができた。河野氏には御礼を申し上げたい。
- (4) 例えば、清水和己、河野勝編著『入門 政治経済学方法論』東洋経済新報社、2008年を参照。
- (5) Jeremy Waldron, “Political Political Theory: An Inaugural Lecture”, *The Journal of Political Philosophy*, vol. 21, no. 1, (2013), pp. 1-23.
- (6) より論争的だが広範なリストは、William A Galston, “Realism in political theory”, *European Journal of Political Theory*, vol. 9, (2010), p. 386. で手に入る。
- (7) Cf. Jeremy Waldron, *Law and Disagreement*, Oxford: Clarendon Press, 1999, and idem, *The Dignity of Legislation*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999, 長谷部恭男、愛敬浩二、谷口功一訳『立法の復権』岩波書店、2003年。
- (8) Andrew Gamble, *The Limits of Politics: An Inaugural Lecture given in the University of Cambridge 23 April 2008*, Cambridge: Cambridge University Press, 2009, 添谷育志訳「政治学／政治の諸限界」『法律科学研究所年報』第27号（2011年）、143-181頁。
- (9) わたしはたまたま非常勤講師として出席できたので、ここで報告することができた。
- (10) Cf. Isaiah Berlin, *Personal Impressions*, London: The Hogarth Press, 1980, p. 109, 福田歙一、河合秀和訳『時代と回想』岩波書店、1983年、155頁。
- (11) シェルドン・S・ウォリン『政治学批判』千葉眞、中村孝文、斎藤眞訳、みすず書房、1988年、第三章。建設的というよりは否定的議論に議論のキレを見せるのは、上に同定したリアリストの中の、ダンとゴイスである。これにフーコーに影響を受けた人々が加わる。
- (12) ここでのわたしの論点を、サグソンハウスはプラトンの『国家』に出てくる「星を見つめる男」(489A) というフレーズで表現している。(Cf. Arena W. Saxonhouse, “Exile and Re-entry: Political Theory Yesterday and Tomorrow”, in J. S. Dryzek, B. Honig and A Phillips eds. *The Oxford Handbook of Political Theory*, Oxford: Oxford University Press, 2006) これは秀逸なメタファーだが、〈規範的政治理

論家は他の研究者には見えない真理が見える〉という、プラトンの傲慢を含意すると思えるので、採用しないことにした。

政治哲学は公共政策にいかに取り組みべきか

Jonathan Wolff, *Ethics and Public Policy: A Philosophical Inquiry* (London: Routledge, 2011) を読む

大澤 津 (北九州市立大学)

ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ教授、ジョナサン・ウルフの近著である本書のテーマは、哲学は具体的な政策問題についてどのように解決の指針を与えることができるのか、というものである。扱われる分野は、動物実験、ギャンブル、ドラッグ、交通の安全、犯罪と刑罰、健康と医療、障碍、自由市場と多岐にわたる。ウルフ自身が政府の委員会などを通じて英国の政策形成の現場に関わってきたこともあり、彼の経験も交えて、豊富な具体例・データを背景に、哲学が蓄積してきた原理や議論がいかに政策問題の論点を解明し、政策判断を導くことができるかが論じられる。本書は、公共政策、哲学、倫理学などを学ぶ学生の入門書としての役割を期待されており、記述や解説は平明であるが、その内容は単なる入門書の枠を超え、専門の研究者にとっても重要な問題提起を含んでいる。本書の内容すべてを紹介することは不可能であるから、この部分を取り上げたい。

周知のとおり、英米圏では分析的政治哲学が非常に盛んであり、本書のいう公共政策に関わる哲学は主にこれを指すと思われる。ウルフが言うように、この哲学的アプローチはわれわれの道徳判断を明晰な論理へともたらすことをめざし、そのようにして作り上げられた原理や理論が、何らかの形でわれわれの政策上の判断を導くことが期待されている。だが、ウルフは、実際の政策形成の場に立ちあうに及んで、いかにこの期待が実現されないかを悟るのである。すなわち、専門的な哲学者のサークル内部で、互いの議論の批判や理論の斬新さの競争などを中心に発展してきた政治哲学は、いざ一般の政策の現場に持ち込まれると、常軌を逸しているとしか受け取ってもらえないような議論を提出する羽目になるという。

このような問題関心から、ウルフは、各政策分野において政治哲学がいかに議論を導くことがで

きるかを探りつつ、それぞれの章を「哲学へのレッスン (Lessons for Philosophy)」で終えることになる。結果として、本書は結論部分で、これまでの政治哲学の方法に加えて、以下のアプローチが重要であると述べる。まず、自らが正しいと信じる原理や価値を宣言することから現実問題に取り組むことをやめる。その上で、①統計や報告書などから現実の状況を理解すること、②現在の規制を理解し、どこを変えるべきなのかを理解すること、③問題ある実践とその規制が現れた歴史を理解すること、④どこに合意されない部分があるのかを理解すること、の4点を実践し、少しでも広範な合意が可能な変革を起こすよう努めるべきだとする。つまり、このアプローチにおける政治哲学者の仕事とは自分自身の理論の正しさに確信を持つための作業をすることではなく、他人を説得することであり、政策決定の現場が必要とするのは教説の束としての政治哲学より、議論の分析に長け、権威や人によらず議論そのものを判断できる政治哲学者なのだという。そしてこのような取り組みを行うことにより、政治哲学自体も豊かになると主張する。

もちろん、純粋な真理の探究は政治哲学の重要な任務である。だが、それにばかり熱中し、現実の政策に手を染め、汚すことを避ければその結果は「哲学者抜きで話が進んでいくのを発見するだけだ」というウルフの醒めた主張からは、政治哲学が分析と論証の技を競うだけの、現実からかけ離れた「職人芸」の学問に終始してしまうことへの違和感も感じられ、考えさせられる。

以上、ウルフの問題提起に限定して述べたが、個々の政策に取り組む際にウルフが見せる問題分析の手際の良さは、それ自体としても学ぶところが多く、彼自身のアプローチの一つの実践として、あわせて注目されるべきだろう。

政治について考えること

Alan Ryan, *On Politics: A History of Political Thought from Herodotus to the Present* (London: Allen Lane, 2012) を読む

蛭田 圭 (オックスフォード大学)

広義の政治理論ないし政治思想を学ぶ者は、「思想史」か「政治哲学」のいずれかを選ぶようしばしば求められる。この二分法によれば、思想史家の役割とは政治理論の著作（例えば『リヴァイアサン』）をコンテキストに置き、著者が執筆行為によって遂行しようとしたことを解明することにある。翻って、哲学者は同じ著作群を「平等とは何か?」といった規範的な問いに対する抽象的な回答の集合と捉え、その批判的読解に基づき自らの理論を構築することを目指すとされる。これら二つの対照的な研究手法の鑑としてクエンティン・スキナーとジョン・ロールズが挙げられ、どちらの研究者を模範とするかを選ぶよう、我々は求められる。

アラン・ライアンの『政治について』は、この「思想史か哲学か」の二者択一を拒絶することで、政治理論研究がどれ程豊かになりうるかを示す極めて優れた一例である。「人々はどのようにして自らを最も善く統治できるか?」(‘How can human beings best govern themselves?’)を政治思想にとっての最も根本的な問いと規定した上で、歴史を通じて提示されてきた回答を、本書は「ヘロドトスからマキャヴェリまで」と「ホブズから現在まで」の二巻に分けて記述・分析していく。近代に重点が置かれ、中世は簡潔にまとめられ、古代は比較的丁寧に扱われるというオーソドックな構成であるが、政治思想の始まりをヘロドトスに求める点にライアンの立場が現れている。というのも、「正義とは何か?」といった問いを巡る〈政治哲学〉の歴史であればプラトンにその始まりを求めるべきであるが、「どのように統治するか?」を巡る〈政治についての考え〉の歴史であれば、その起原は「論争好きなアテナイ人たち」(p. 8)の生活に遡るからである。

ライアンは一方で、コンテキストについての理

解が政治思想の理解に役立つとし、個々の思想家の伝記的情報と時代背景を端的に叙述する。同様に歴史学的な立場から、例えばマキャヴェリの著作群を「最初の政治科学」と呼ぶ類のアナクロニズムに対しては、それを「全く説得力がない」と厳しく批判している (p. 383)。しかしもう一方で、文脈に捉われない概念的な繋がりが認められるところでは、ペリクレスからコンスタンへ (p. 525)、マキャヴェリからオルテガへ (p. 834) と大胆に議論を移していく。さらに最後の200ページでは、「環境問題の解決には世界政府が必要か?」といった現代的問いに対し、他の論者の答えを紹介しつつ自らの持論を展開している。本書の最大の魅力は、鋭い歴史感覚と優れた分析的知性を併せ持つ著者が、論じる対象に応じて歴史と哲学のあいだを自由に行き来しながら、平易かつ優美な文体で終始論を進める点にある。

しかしこれらの美点は同時に、政治思想研究者に対して難しい課題を提起する。それは、「狭義の思想史にも狭義の政治哲学にも偏重しない」といった一般原則以外に、ライアンのアプローチを方法論として抽象することができない点である。「思想史か哲学か」の二分法の魅力の一つは、政治理論のあり方を暴力的に単純化することで、個々の研究者が自らの役割を明確に自覚できる点にある。それに対し、ライアンに倣い二分法を拒否しようとする者には、研究対象に応じて方法論を適宜調整するという極めて困難な作業が要求される。『政治について』はこの作業が上手く実践された場合、その成果がどれ程優れたものになりうるかを示している。同時に本書は、その作業の遂行にどれ程の知識と才能が要請されるかも明示している。

政治と自然の境界

Annabel Brett, *Changes of State: Nature and the Limits of the City in Early Modern Natural Law* (Princeton: Princeton University Press, 2011) を読む

小 田 英 (早稲田大学)

著者はケンブリッジ大学で教鞭を執る A. プレット氏であり、初期近代の西洋政治思想史の専門家である。本書は『自由と権利そして自然：後期スコラ主義思想における諸個人の権利』(*Liberty, Right, and Nature: Individual Rights in Later Scholastic Thought* [New York: Cambridge University Press, 1997]) に次ぐ第二のモノグラフである。

本書のテーマは 16 - 17 世紀半ばの西洋政治思想における自然 (nature) と政治共同体 (city) の境界であり、当時は自然法論の言語において論じられたものである。プレット氏によれば政治共同体は、自然によって直接的には与えられないが、自然から完全には分離されていない人間が人間的生を送るために人間的行為により構成する政治的空間として、当時認識されていた。このような政治共同体と自然の複雑な関係と境界が本書のテーマである。このようなテーマの下で、彼女は特に二種類の境界に注目する。一つ目は、当然のことながら、自然と政治共同体の境界である。これは政治共同体の形成に注目することで論じられる。二つ目は各々の政治共同体「間」の境界である。この境界に注目することで、有機体や身体に擬せられた政治共同体と物理的空間としての政治共同体の間にみられる緊張関係が明らかとなる。

本書で扱われる論者は次の通りであるが、ゆるやかに三つのグループに分けられている。第一に、後期スコラ主義の自然法論者である。例えば、ピトリアスやアレスである。第二に、プロテスタントの自然法論者である。例えば、グロティウスやホップズである。第三に、当時におけるアリストテレスの『政治学』の注釈者である。例えば、アルトジウスやアルニサエウスである。

本書は八章構成であるが、各章の内容を簡単に紹介したい。第一章の主題は境界を渡り歩くこと

である。物乞いのために各々の政治共同体の境界を渡り歩く乞食の権利等が注目される。第二章の主題は人間と動物の境界である。この境界自体の捉え方や、自由と必然の境界ないし政治的なものと非政治的なものの境界とこの境界の関係が論じられる。第三章の主題は自然法である。自然法論は人間と動物の境界という前章の主題の下で扱われる。第四章の主題は自然的自由である。後期スコラ主義者やグロティウスそしてホップズを経て、自然的自由の概念が自然権として定式化される仕方が論じられる。第五章の主題は政治共同体の本質と形成である。論点は、道徳的身体ないし法的・統制的機構としての本質や、形成における自然的要素と意志の要素の関係である。第六章の主題は物理的身体を持つ存在としての臣民と国法の関係である。論点は、そのような存在としての臣民を国法が義務づける仕方と、国法の義務が臣民の物理的身体を根拠に制約される仕方である。第七章の主題は領域性である。移住や旅行のために他国へ移動してきた者を、移動先の政治共同体は自らの法によって拘束できるか否かが論点である。第八章の主題は自然と政治共同体の境界に関する考察における空間や場の意義である。本章までに積み重ねられてきた議論が活用されながら、本書の中心的論点が真正面から扱われている章である。

本書の意義は独創性の高さにある。プレット氏はしばしば従来の研究と共通の論者やテキストを扱う。だが、独創的なテーマや視点の下でそれらを扱う。例えば、第一章で登場する自然的奴隷説である。従来の研究は自然的奴隷説を、16 世紀におけるスペインの新世界征服の正当化に関わる理論として扱ってきた。だが、彼女は自然的奴隷説を、ヨーロッパにおける放浪者の国家間移動の禁止に関わる理論として扱う。このような仕方で彼女は我々の視圏を拡大してくれる。

第21回研究会「公募パネル」応募者募集のお知らせ

2014年5月24日（土）・25日（日）に関西大学千里山キャンパスで開催される第21回研究会において、パネル単位での公募セッションを設けます。ここでいうパネルとは、一つのテーマのもとに複数の報告から構成されるセッションを意味します。報告希望者は、下記の要領で応募して下さい。

1. 募集するパネルのテーマ

- ・多様な関心からの積極的な応募を期待しますが、第21回統一テーマ「主権と圏域—規範理論からの再考」との関連性を意識した内容を主題としたパネルが優先されます。

2. 応募資格

- ・パネルを構成する司会者と報告者が、全員、応募の時点で学会員であることが必要です。
- ・第20回（2013年度）研究会において、自由論題もしくはシンポジウムで報告した人は、報告者としては応募できません。ただし、司会者としての応募は可能です。また、第20回研究会において、司会者・討論者であった人は、報告者または司会者として応募できます。司会者および報告者として応募する人は、第21回（2014年度）研究会の自由論題に重複して応募することはできません。
- ・あらゆる世代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

3. パネルの構成および報告時間

- ・パネルは一人の司会者と2名または3名の報告者によって構成されるものとします。
- ・各報告者は原則として同一の教育・研究機関等に所属していないものとします。
- ・一つのパネルは1時間40分です。時間を厳守して下さい。一人の報告者の報告時間の配

分は各パネルの自主性に委ねますが、20分から25分を一応の目安とします。

- ・公募パネルの進行・運営は申請した司会者が行いますが、パネル全体の開始終了時間については開催校と企画委員会の指示に従って下さい。
- ・パネルの配当時間は採用決定後に他のプログラムと同時に決定し、通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、学会開催中の土曜日・日曜日の8:40—18:00の間のすべての時間帯で参加可能であるようにして下さい。

4. 応募手続き

- ・応募は応募代表者が行います。
- ・応募代表者はパネルの報告者または司会者のうちから選んで下さい。
- ・応募代表者はA4用紙に横書きで以下の事項を記入したもの3部を、下記宛てに郵送して下さい。
 - ①応募代表者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、パネルの題目、パネルの意図ないし趣旨に関する説明（2000字以内）
 - ②各報告者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告の題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明（2000字以内）
 - ③司会者の氏名、生年、所属、身分、連絡先
- ・応募書類の郵送先
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
立教大学法学部
松田宏一郎
- ・また、上記の応募文書と同じ内容の電子ファイルを、Eメールに添付して送付して下さい。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。

- ・ Eメール宛先
松田宏一郎 kmatsuda@rikkyo.ac.jp
件名欄に「政治思想学会2014年公募パネル」
と明記してください。
- ・ 締切日（郵送・Eメールともに）2013年8月
31日（土）必着

5. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て2013年9月の理
事会で採否を決定し、その結果を応募者に通
知します。

6. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2014年4月18日（金）までに、
報告原稿（フルペーパー）またはレジユ
メのファイルをホームページ担当者の小田
川（daisuke.odagawa@gmail.com）にメー
ルで送って下さい。ファイルは、Microsoft
Word、一太郎、PDFの形式でお願いします。
- ・ 同一パネルの他の報告者、および司会者に報
告原稿（フルペーパー）を事前に送付して下
さい。
- ・ 報告の際に配布するレジユメないし、報告原
稿を、当日30部程度用意してください。

7. 応募文書等の返却

応募文書、報告原稿等は返却しません。

なお、2015年度以降における、パネル単位で
の公募セッションの開催については、応募状況お
よび当該年度開催校の諸事情などを考慮して、改
めて審議・決定するものとします。

企画委員会 松田宏一郎（立教大学）（主任）
小田川大典（岡山大学）
安武 真隆（関西大学）
上野成利（神戸大学）

☆この件についての問い合わせ先☆

松田宏一郎 kmatsuda@rikkyo.ac.jp

* 件名欄に「政治思想学会2014年公募パネル

問い合わせ」と明記してください。

* 連絡は、原則としてEメールでお願いしま
すが、やむを得ない場合はFax (03) 3983 -
0174（「立教大学法学部・松田宏一郎宛」）を
ご利用ください。

第21回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2014年5月24日（土）・25日（日）に関西大学千里山キャンパスで開催される第21回研究会において、自由論題セッションを設けます。

報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 応募資格

- ・ 応募の時点で学会員であることが必要です。第20回（2013年度）研究会の自由論題に採用された人は応募できません。第21回（2014年度）研究会の公募パネルに司会者および報告者として応募する人は、自由論題に重複して応募することはできません。
- ・ あらゆる年代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

2. 報告時間

- ・ 報告時間は、20～25分を予定しています。
- ・ 採用決定後に、確定した時間を通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、学会開催中の土曜日・日曜日の8:40 - 18:00の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいて下さい。

3. 応募手続き

- ・ A4の用紙に、横書きで、氏名、年齢、所属、身分、連絡先、報告題目、報告の意図ないし、趣旨に関する説明（2,000字以内）を記したものの3部を、下記宛に郵送してください。
- ・ 応募書類の郵送先
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
立教大学法学部
松田宏一郎
- ・ また、上記の応募文書と同じ内容の電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテ

キスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。

- ・ Eメール宛先

松田宏一郎 kmatsuda@rikkyo.ac.jp

件名欄に「政治思想学会2014年自由論題」と明記してください。

- ・ 締切日（郵送・Eメールともに）2013年8月31日（土）必着

4. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2013年9月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。
- ・ なお、場合によっては自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

5. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2014年4月18日（金）までに、報告原稿（フルペーパー）またはレジユメのファイルをホームページ担当者の小田川（daisuke.odagawa@gmail.com）にメールで送って下さい。ファイルは、Microsoft Word、一太郎、PDFの形式でお願いします。
- ・ 同一パネルの他の報告者、および司会者に報告原稿（フルペーパー）を事前に送付して下さい。
- ・ 報告の際に配布するレジユメないし、報告原稿（フルペーパー）を、当日30部程度用意してください。

6. 応募文書等の返却

応募文書、報告原稿等は返却しません。

企画委員会 松田宏一郎（立教大学）（主任）
小田川大典（岡山大学）
安武 真隆（関西大学）
上野成利（神戸大学）

☆この件についての問い合わせ先☆

松田宏一郎 kmatsuda@rikkyo.ac.jp

* 件名欄に「政治思想学会 2014 年自由論題問い合わせ」と明記してください。

* 連絡は、原則としてEメールでお願いしますが、やむを得ない場合はFax (03) 3983 - 0174 (「立教大学法学部・松田宏一郎宛」) をご利用ください。

訃報

下記の会員が逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

清末尊大氏 2012年10月13日逝去
北海道教育大学名誉教授 フランス政治思想史
1946年生

2013年7月20日発行 発行人 関口正司 編集人 堤林 剣

政治思想学会事務局 〒812-8581 福岡市東区箱崎6-19-1 九州大学大学院法学研究院 木村俊道研究室気付

Fax : 092-642-4162 (共用) E-mail : admin-jcspt@law.kyushu-u.ac.jp

会員業務 (退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送)

(株) アドスリー 〒164-0003 東京都中野区東中野 4-27-37

Tel : 03-5925-2840 Fax : 03-5925-2913

学会ホームページ : <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jcspt/>